

### 三、特殊報告

#### (一) クラブ排撃運動に就て

##### (イ) クラブ排撃運動の対策並に處斷

昭和六年度全國大會は三日間に亘る慎重審議の結果日本労働クラブ参加を可決した。然るに、クラブ参加反対の諸組合は十一月三日大會終了の直後東京芝浦會館に於て「日本労働クラブ排撃同盟」なるものを結成し、大會の決定に従はず別個に事務所を設けてクラブ排撃運動を依然として繼續することを聲明した。この運動は明らかに同盟の統制規律を棄するものであり、ひいては同盟を分裂導く危険を有するものと認められたので、同盟本部は直ちに中央委員會を召集してこれが對策を決定した。即ち十一月四日の第一回中央委員會の決定により本部は直ちに代表者をあげて反對派の首領者と會見し、クラブ排撃同盟を即時解體すべきことを申込んだが、遂に「事情止むを得ず」との回答を得た。だが本問題はあくまで慎重なる態度をもつて處理すべきであるとの見地より、再び正式文書をもつて排撃同盟の解體を要求し、問題の性質は一日もこれを放置する所を許さるものであつたので、右の回答を五日正午迄なすべきことを要求した。

然し、遺憾ながら遂に右の回答に接しなかつたので更に十一月五日第二回中央委員會を開催し、この運動の責任者としを發した。

△左記——通達

主文

參加組合の反省を得つたのであつたが勢ひの赴くところ遂に主として東京地方を中心的に事實上の分裂を見るに至つた。事こゝに至つてはも早く同盟の統制に服せざる四組合の團體除名をなし、徒らに組合の看板をかゝげて全國労働の擾亂をなさんとする會費不納の四組合に對しては規約による消滅手續をとることとなつた。即ち十一月二十七日の第三回中央委員會はこの問題に對する對策を慎重協議の結果左記の如き通達を發した。

(イ) 左記四組合は規約第二十二條により全國労働組合同盟より除名す  
東京出版労働組合、日本運輸労働組合、關東木材產業勞動組合  
大阪セメント労働組合

(ロ) 左記四組合は規約廿二條により消滅す  
△左記——通達

全國労働組合同盟第二回中央委員會はクラブ排撃同盟に關係し全

國労働分裂の策動を行ひ來れる加盟組合中反省の餘地なしと認められるものに對して規約に基づき左の如く夫々除名及び消滅の手續をとる事に決定した。

(イ) 左記四組合は規約第二十二條により全國労働組合同盟より除名す  
東京出版労働組合、日本運輸労働組合、關東木材產業勞動組合  
大阪セメント労働組合

(ロ) 左記四組合は規約廿二條により消滅す  
△左記——通達

全國労働組合同盟第三回中央委員會

右の中大阪鐵維労働組合、大阪合同労働組合、大阪印刷出版労働組合、ガラス產業労働組合

理由(省略 全國労働新聞第三號参照)

右の中大阪鐵維労働組合、大阪合同労働組合、大阪印刷出版労働組合に残つた。從つてクラブ問題を中心とする分裂は實

て石橋、高梨、加藤、關家の四君を除名處分に附することに決定し左記通達を發すると共に、中央委員會は本問題に關する一切の處置を同盟本部常任執行委員會に一任することを決定した。

△左記——通達

全國労働第二回中央委員會は左記の通り決定致しましたから此段御通知いたします。

(決定) 石橋憲、加藤勤十、高梨二夫、岡安博の四君の言動は本同盟の統制を棄り且つ分裂を策するものと認めらるるを以て同

盟規約廿二條に依り除名す

昭和六年十一月五日 中央委員長 大矢省三

かくて遂にクラブ問題は、我が同盟の分裂を避け得ざるような情勢に立ち至つたのであるが、同盟本部としては出來得る限りに於て分裂を防止し、その結果を最小ならしめんとして努力した。即ち十一月四日には加盟組合並に支部に對して緊急指令を發し、問題の經過を報告し、同盟の統制規律を保持し分裂策動を克服すべきことを指令し、十一月五日には機關紙號外を發行して全組員に問題の性質を徹底せしむべく努力した。

然し乍ら、排撃同盟側の分裂運動は次第に露骨に繼續され

或ひは責任者の除名反對の運動として、或ひは又東京地方に

於ける關東化學産業労働組合の組織(主として關東合同の組

織擾亂目標とする)運動として續けられた。同盟本部は此

等の諸問題に關しては、夫々當該組合と協力して、同盟の統

制規律の保持と問題の合理的な解決のために努力し、排撃同盟